

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年9月14日

【計算期間】 第3期 （自 平成23年6月16日
至 平成24年6月15日）

【ファンド名】 楽天日本株トリプル・ベア

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 色川 徹

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【事務連絡者氏名】 寺中 良幸

【連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【電話番号】 03-6717-1900

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

当ファンドは、投資対象である本邦通貨建の短期公社債および金融商品へ直接投資を行ないます。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、一部解約金、償還金として、受益者に支払われます。



信託金限度額

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型 / 国内 / 株式 / 特殊型」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (ブル・ベア型)

なお、当ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型 (ブル・ベア型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
-----------------	--

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般	年 1 回	グ ロー バル	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年 2 回	日 本	
債券 一般	年 4 回	北 米	条件付運用型
公債	年 6 回 (隔月)	欧 州	
社債	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
その他債券	年 12 回 (毎月)	オ セ ア ニ ア	
クレジット属性 ()	日 々	中 南 米	そ の 他 ()
不動産投信	そ の 他	ア フ リ カ	
その他資産 (株価指数先物取引)	()	中 近 東 (中東)	
資産複合 ()		エ マ ー ジ ン グ	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

なお、ファンドが該当する各区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

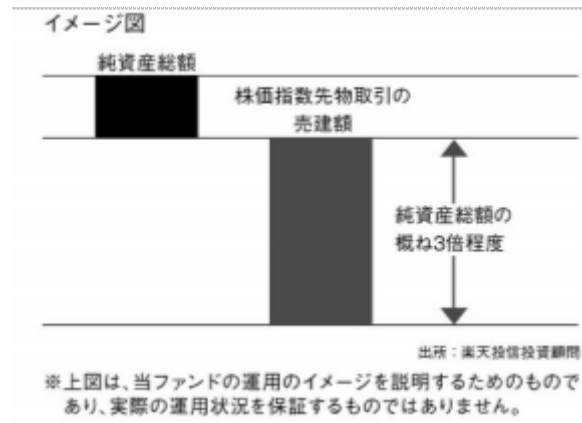
その他資産 (株価指数先物取引)	目論見書または投資信託約款において、主として株価指数先物取引に投資する旨の記載があるものをいいます。なお、組み入れる資産そのものは株価指数先物取引ですが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

主として株価指数先物取引を活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の日々の値動き（日々の騰落率）に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。



投資方針

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行います。

ただし、追加設定、解約等による純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行うことがあります。

利用する株価指数先物の取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

!! 株式市場が下落 ⇒ 基準価額が大きく上昇
!! 株式市場が上昇 ⇒ 基準価額が大きく下落

● 基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となりません。

① 株式市場が上昇を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度反対となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-43.3%となっており、株式市場の概ね3倍程度反対の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度反対とはなりません。

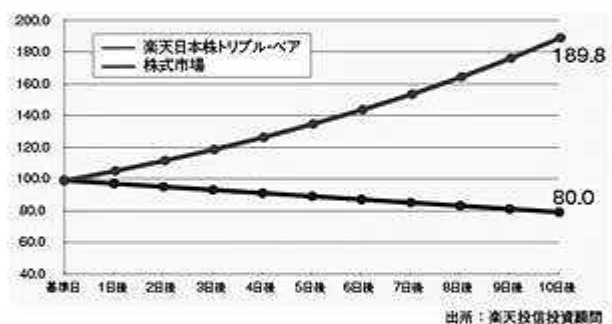


② 株式市場が下落を続けた場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度反対となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は+89.8%となっており、株式市場の概ね3倍程度反対の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも概ね3倍程度反対とはなりません。

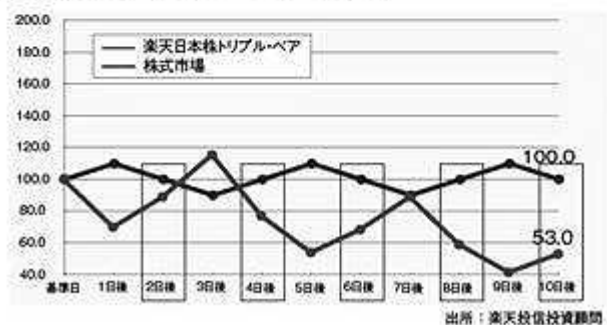


③ 株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。



※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

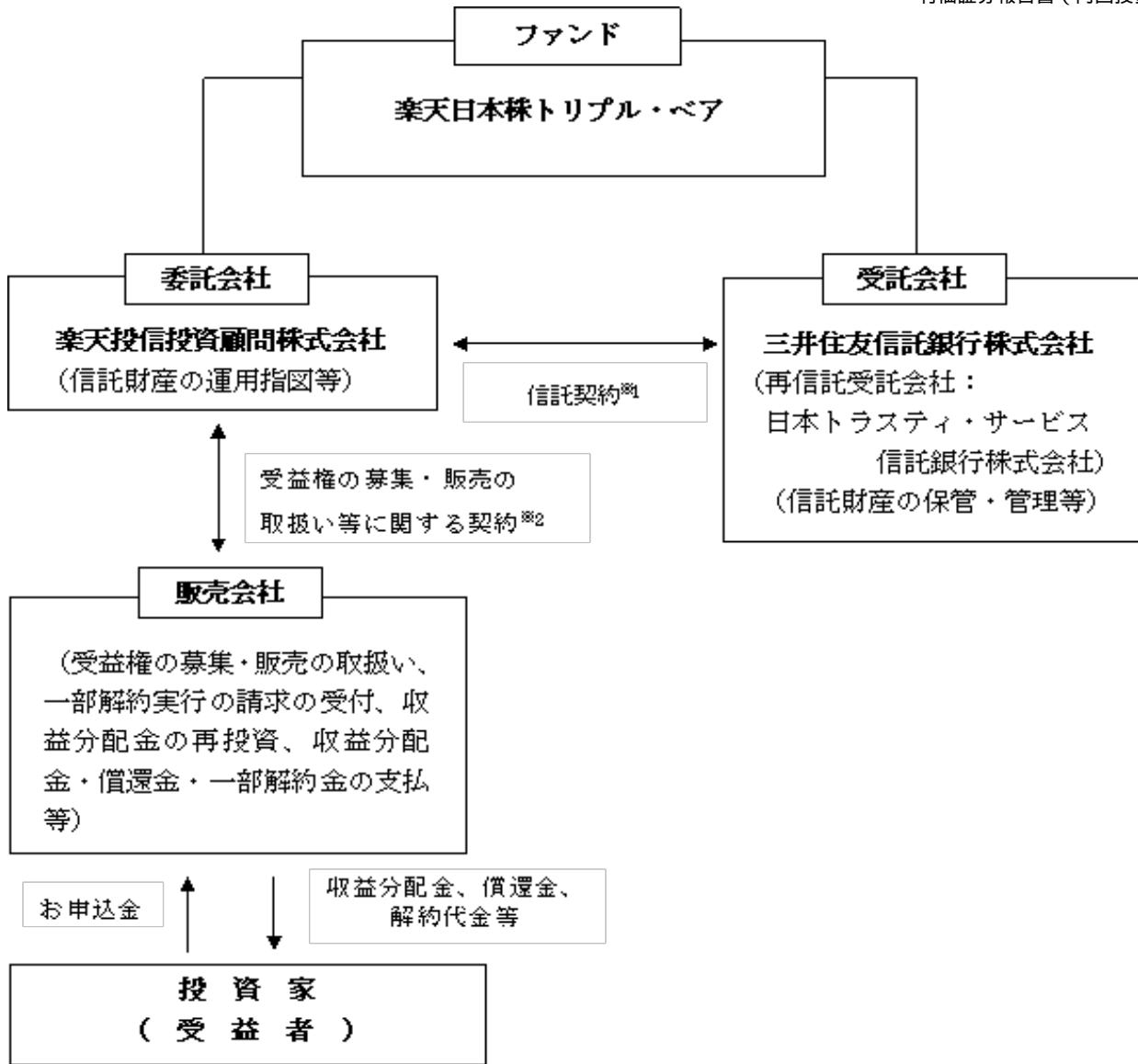
(2) 【ファンドの沿革】

平成21年6月19日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成24年2月24日 信託期間を平成24年6月15日までから平成26年6月13日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成24年7月末日現在）

資本金 150百万円

ロ．会社の沿革

平成18年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

平成20年1月31日：金融商品取引業者登録〔関東財務局長（金商）第1724号〕

平成21年4月1日：株式会社ポースター投資顧問と合併、
商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ．大株主の状況（平成24年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
----	----	-------	------

楽天株式会社	東京都品川区東品川 四丁目12番3号	13,000 株	100 %
--------	-----------------------	----------	-------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

運用の方法

イ．主要投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

ロ．投資態度

- (a) わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
- (b) 株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないます。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。
- (c) 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- (d) 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- (e) 当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

主な投資制限

- イ．株式への投資割合には制限を設けません。
- ロ．新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ハ．投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ホ．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ト．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- チ．外貨建資産への投資は行ないません。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。)
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- 2．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

イ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限りません。)に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- 17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- 20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ロ. 委託会社は、信託金を、上記イ. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

ハ. 上記イ. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ロ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

先物

イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

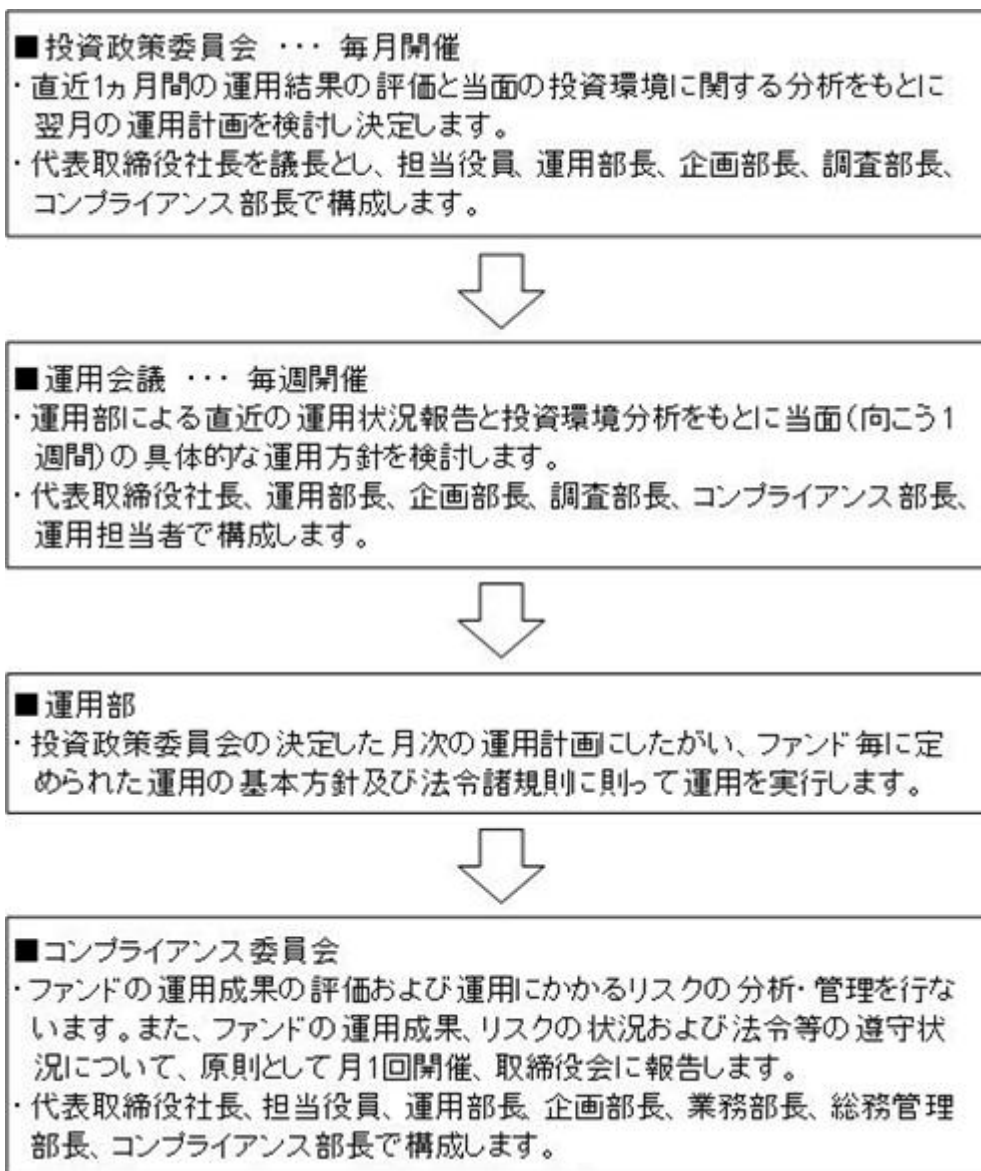
ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行います。



運用体制は平成24年7月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

ファンドの収益分配は、毎決算時（毎年6月15日の年1回、ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全

額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行ないます。

受益者の収益分配金は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

イ．株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

ロ．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．同一銘柄への投資割合

(a) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(c) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

ヘ．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ト．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

チ．有価証券の貸付けの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 上記(a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

リ．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記(a)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支払われます。

ヌ．資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

ル．利害関係人等との取引等

- (a) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- (b) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- (c) 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託会社が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- (d) 上記(a)(b)(c)の場合、委託会社および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

法令に定める投資制限

- イ．委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを委託会社に指図しないものとします。
- ロ．委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただきますようお願いいたします。

イ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の

純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。したがって、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ハ．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ニ．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ホ．目標とする投資成果が達成できないリスク

株価指数先物取引を活用するため、主として以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。また、これらの場合以外にも、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

株価指数先物取引と株式市場全体の値動きが一致しない場合

運用資金増減に対応するために行なった株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合

株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生

株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。

キャリー・コストの影響

また、通常の場合と同様、主として以下のような要因などによっても、運用目標が達成できない場合があります。

追加設定、解約などによる運用資金の大幅な増減の影響

売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等のコスト負担

ヘ．投資方針にしたがった運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」にしたがった運用ができない場合があり、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。また、これら以外にも、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

先物市場において取引規制が行なわれた場合

運用資金（ファンドの純資産総額）が少額の場合

委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合

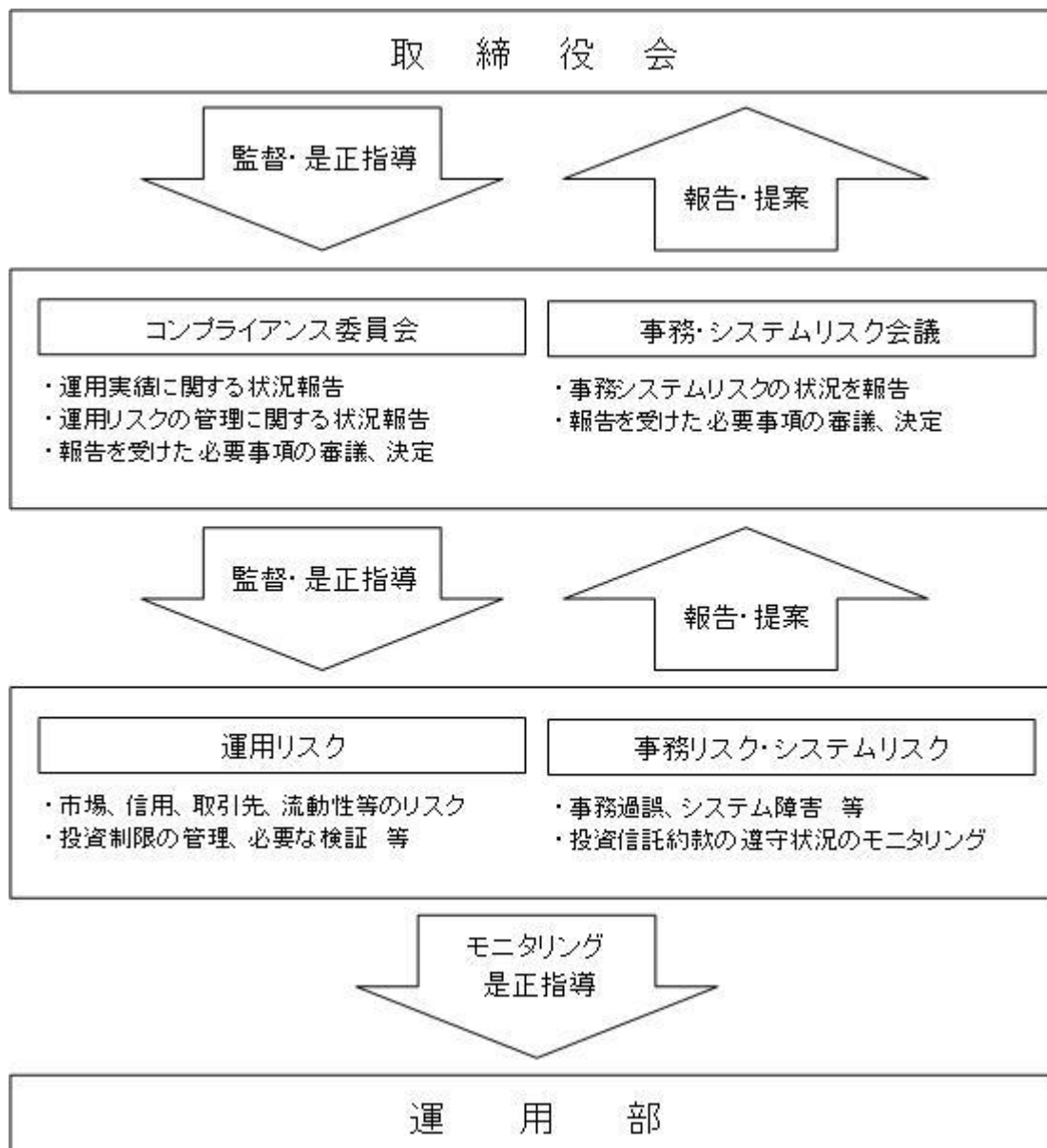
株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

ト．その他の留意点

- (a) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (b) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (c) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (d) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。

投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なりスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行っています。

* パフォーマンス評価の分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 法令諸規則等の遵守状況のモニタリングとリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況のモニタリングを行います。その結果はコンプライアンス委員会に報告され、必要な場合は関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により、当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社へお問い合わせください。

1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額はありませぬ。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.9300%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りになります。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.6300%	0.3150%	0.0315%	0.9765%
（税抜 0.6000%）	（税抜 0.3000%）	（税抜 0.0300%）	（税抜 0.9300%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のとき

は翌営業日とします。)に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

* 税率は、平成24年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支払われます。

投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年7月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	399,947,200	71.83
内 日本	399,947,200	71.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	156,848,702	28.17
純資産総額	556,795,902	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（売建）	1,753,360,000	314.90
内 日本	1,753,360,000	314.90

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年7月31日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	2 8 3 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.98 199,960,000	99.99 199,986,200	- 2012/8/27	35.92
2	2 9 2 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,976,300	99.98 99,981,300	- 2012/10/9	17.96
3	2 9 4 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,977,900	99.97 99,979,700	- 2012/10/15	17.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
国債証券	71.83
合計	71.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成24年7月31日現在)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額	評価金額	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	日経225先物 (24年9月限)	売建	202	1,730,839,050	1,753,360,000	314.90

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年7月31日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年6月19日)	8,899,516	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年6月15日)	464,457,860	464,457,860	0.7284	0.7284
第2計算期間末 (平成23年6月15日)	1,279,858,290	1,279,858,290	0.5630	0.5630
平成23年7月末日	1,425,359,734	-	0.5133	-
8月末日	552,777,022	-	0.6550	-
9月末日	659,812,538	-	0.6758	-
10月末日	786,971,628	-	0.6081	-
11月末日	541,195,063	-	0.7143	-
12月末日	762,684,420	-	0.6946	-
平成24年1月末日	1,010,385,358	-	0.6084	-
2月末日	997,717,727	-	0.4524	-
3月末日	1,245,171,531	-	0.3904	-
4月末日	1,275,141,315	-	0.4594	-
5月末日	785,398,551	-	0.6167	-
第3計算期間末 (平成24年6月15日)	514,053,404	514,053,404	0.6006	0.6006
6月末日	410,606,137	-	0.5123	-
7月末日	556,795,902	-	0.5648	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	27.2
第2計算期間	22.7
第3計算期間	6.7

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	5,986,940,572	5,349,337,067	637,603,505
第2計算期間	13,875,918,477	12,240,361,592	2,273,160,390
第3計算期間	11,826,784,694	13,243,981,701	855,963,383

(注) 当初申込期間中の設定数量は8,899,516口です。

(参考情報) 運用実績

2012年7月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	5,648 円
純資産総額	557 百万円

※第1期から第3期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示していません。

※基準価額は、信託報酬(純資産総額に対し年率0.9765%(税抜0.93%))控除後の値です。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期 2010年6月15日	第2期 2011年6月15日	第3期 2012年6月15日	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

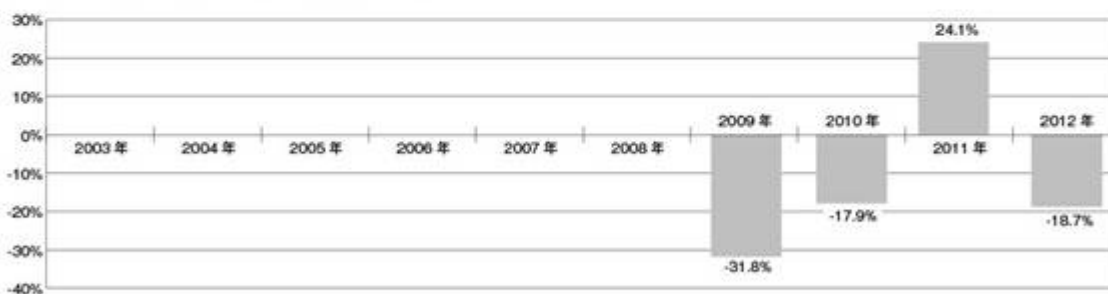
主要な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	72%
短期金融資産他	28%
純資産総額	100%
株式先物	315%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。
※株式先物は、日経225先物です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年は設定日(2009年6月19日)から年末まで、2012年は年初から7月末日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ．取得申込者は、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

ロ．取得申込みの受付は、原則として営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

ハ．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、当ファンドの取得申込を行なう場合をいいます。

スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

スイッチングと同様のお取扱いの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

ニ．当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

- 1．委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことによりその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- 2．委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- 3．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合

一部解約の実行の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき

ホ．委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

ヘ．上記ニ．またはホ．により取得の申込みの受付が中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

イ．受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付は原則として営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- ロ．受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ハ．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ニ．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6717-1900 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp

- * 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のものとなります。
- ホ．一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ヘ．当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、以下の各号に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受けを取消することができます。
- 1．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないうちもしくは停止されたとき
 - 2．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - 3．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合
受益権の取得申込の受け付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受け付けを取消したとき
- ト．委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- チ．上記ヘ．またはト．により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記ニ．の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）また

は販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社のお問合せ先
 楽天投信投資顧問株式会社
 お客様窓口：電話番号 03-6717-1900
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成26年6月13日までとします。ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

1) 信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

ロ．この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。

信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

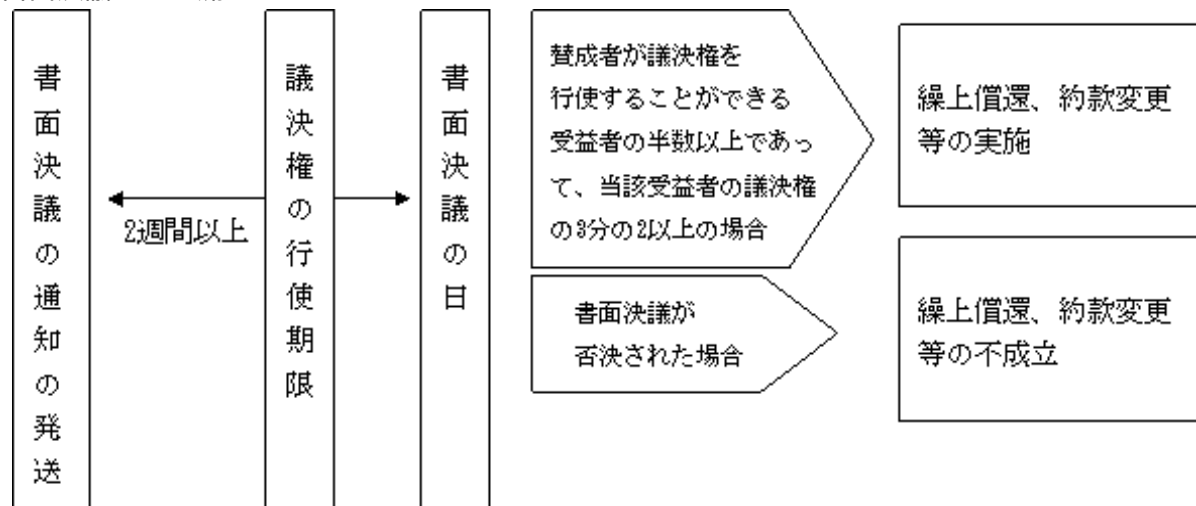
- ロ．委託会社は、上記イの変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。
- ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定にしたがいます。

この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3) 書面決議

- イ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。
- ロ．受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成したものとみなします。
- ハ．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ニ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ホ．当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ヘ．当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



4) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2）信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。当該収益分配金交付表と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日（償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。）から起算して4営業日目）から、販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業

日目から受益者に支払います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 1) 信託の終了」、または投資信託約款の変更「同 2) 信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（平成23年6月16日から平成24年6月15日まで）の財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

楽天日本株トリプル・ペア

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年6月15日現在	当期 平成24年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	900,759,058	171,738,618
国債証券	799,780,000	299,943,000
派生商品評価勘定	-	58,740
前払金	55,200,000	14,090,000
差入委託証拠金	240,000,000	68,640,000
流動資産合計	1,995,739,058	554,470,358
資産合計	1,995,739,058	554,470,358
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	75,458,300	12,499,620
未払金	599,864,200	-
未払解約金	31,836,169	20,565,094
未払受託者報酬	214,909	155,924
未払委託者報酬	6,448,652	4,679,219
その他未払費用	2,058,538	2,517,097
流動負債合計	715,880,768	40,416,954
負債合計	715,880,768	40,416,954
純資産の部		
元本等		
元本	2,273,160,390	855,963,383
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	993,302,100	341,909,979
（分配準備積立金）	10,964	59,694,375
元本等合計	1,279,858,290	514,053,404
純資産合計	1,279,858,290	514,053,404
負債純資産合計	1,995,739,058	554,470,358

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自平成22年6月16日 至平成23年6月15日	自平成23年6月16日 至平成24年6月15日
営業収益		
受取利息	318,338	366,306
有価証券売買等損益	389,500	263,300
派生商品取引等損益	57,608,520	197,262,080
営業収益合計	56,900,682	197,891,686
営業費用		
受託者報酬	346,973	300,961
委託者報酬	10,412,102	9,031,714
その他費用	3,971,687	3,815,475
営業費用合計	14,730,762	13,148,150
営業利益又は営業損失（ ）	71,631,444	184,743,536
経常利益又は経常損失（ ）	71,631,444	184,743,536
当期純利益又は当期純損失（ ）	71,631,444	184,743,536
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	45,580,314	125,041,365
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	173,145,645	993,302,100
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,395,960,788	5,875,927,115
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,395,960,788	5,875,927,115
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,190,066,113	5,284,237,165
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,190,066,113	5,284,237,165
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	993,302,100	341,909,979

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(追加情報)

<p>当期 自 平成23年6月16日 至 平成24年6月15日</p>
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成23年6月15日現在	平成24年6月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,273,160,390口	855,963,383口
2. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 993,302,100円であります。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 341,909,979円であります。</p>
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5630円 (5,630円)	0.6006円 (6,006円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成22年6月16日 至 平成23年6月15日	自 平成23年6月16日 至 平成24年6月15日

分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（74,349,866円）及び分配準備積立金（10,964円）より分配対象額は74,360,830円（1万口当たり327.13円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（89,551円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（59,604,819円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,147,760円）及び分配準備積立金（5円）より分配対象額は87,842,135円（1万口当たり1,026.24円）であります。分配は行っておりません。
----------	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成23年6月16日 至 平成24年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券、株価指数先物のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成23年6月15日現在	当期 平成24年6月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
------------	---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成23年6月15日現在	当期 平成24年6月15日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	49,000	8,100
合計	49,000	8,100

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	前期 平成23年6月15日現在			当期 平成24年6月15日現在		
	契約額等 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 先物取引 売 建	3,852,600,000	3,927,800,000	75,200,000	1,494,230,000	1,506,560,000	12,330,000
合計	3,852,600,000	3,927,800,000	75,200,000	1,494,230,000	1,506,560,000	12,330,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成22年6月16日 至 平成23年6月15日	当期 自 平成23年6月16日 至 平成24年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期 自 平成22年6月16日 至 平成23年6月15日	当期 自 平成23年6月16日 至 平成24年6月15日
元本の推移		
期首元本額	637,603,505円	2,273,160,390円
期中追加設定元本額	13,875,918,477円	11,826,784,694円
期中一部解約元本額	12,240,361,592円	13,243,981,701円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	2 8 3 国庫短期証券	300,000,000	299,943,000	
国債証券 合計		300,000,000	299,943,000	
合計		300,000,000	299,943,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年7月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	734,362,359円
負債総額	177,566,457円
純資産総額（ - ）	556,795,902円
発行済数量	985,879,877口
1単位あたり純資産額（ / ）	0.5648円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替期間の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の債発行の請求を行なわないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるように通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益件で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替期間等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金に予備償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成24年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年間における資本金の額の推移

平成19年 9月10日	75百万円
平成20年 7月10日	150百万円
平成22年 2月25日	225百万円
平成22年 3月29日	150百万円

(2) 会社の意思決定機構

・取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

・監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等にしがって、ポートフォリオを構築・管理します。

運用に関するパフォーマンス分析・評価および法令等遵守状況のモニタリング・リスク管理については、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用を実現できる体制の維持に努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成24年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	12本	44,862百万円
合 計	12本	44,862百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	92,367	81,618
前払費用	354	527
未収委託者報酬	16,492	31,203
未収運用受託報酬	2,475	1,205
未収収益	3,151	3,151
立替金	4,093	5,333
その他	926	2
流動資産計	119,862	123,041
固定資産		
有形固定資産	1	9,911
建物（純額）		8,156
器具備品（純額）		2,754
無形固定資産		1,160
ソフトウェア		1,160
投資その他の資産		53,071
投資有価証券		50,015
長期前払費用		3,056
固定資産計		65,143
資産合計	185,005	185,466
負債の部		
流動負債		
預り金	4,280	1,649
未払金	2,000	2,000
未払費用	2	14,698
未払法人税等		1,926
未払消費税等		-
リース債務		441
賞与引当金		2,252
流動負債計	25,598	37,265
固定負債		
繰延税金負債	6	12

リース債務	882	441
固定負債計	888	453
負債合計	26,486	37,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	621,205	631,990
利益剰余金合計	621,205	631,990
株主資本合計	158,510	147,725
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8	22
評価・換算差額合計	8	22
純資産合計	158,519	147,748
負債・純資産合計	185,005	185,466

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	58,855	255,707
運用受託報酬	10,000	5,618
その他営業収益	33,004	36,006
営業収益計	101,860	297,332
営業費用		
支払手数料	22,936	115,686
広告宣伝費	1,333	-
委託調査費	245	509
通信費	39,830	41,031
協会費	2,485	2,567
諸会費	100	146
営業費用計	66,931	159,942
一般管理費	1・2	159,650
159,650	147,256	
営業損失	124,720	9,865
営業外収益		
受取利息	78	15
為替差益	-	1
雑収入	10	14
営業外収益計	88	30
経常損失	124,632	9,834
特別損失		

その他特別損失	207	-
特別損失計	207	-
税引前当期純損失	124,839	9,834
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	-	-
当期純損失	125,789	10,784

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	150,000	150,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	400,000	400,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	400,000	400,000
その他資本剰余金		
当期首残高	229,716	229,716
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	229,716	229,716
資本剰余金合計		
当期首残高	629,716	629,716
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	495,416	621,205
当期変動額		
当期純損失	125,789	10,784
当期変動額合計	125,789	10,784
当期末残高	621,205	631,990
利益剰余金合計		
当期首残高	495,416	621,205
当期変動額		
当期純損失	125,789	10,784
当期変動額合計	125,789	10,784
当期末残高	621,205	631,990
株主資本合計		
当期首残高	284,299	158,510

当期変動額		
当期純損失	125,789	10,784
当期変動額合計	125,789	10,784
当期末残高	158,510	147,725
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	13
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	8	13
当期末残高	8	22
評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	13
当期変動額合計	8	13
当期末残高	8	22
純資産合計		
当期首残高	284,299	158,519
当期変動額		
当期純損失	125,789	10,784
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	13
当期変動額合計	125,780	10,771
当期末残高	158,519	147,748

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

 建物　　10～18年

 器具備品　3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(会計上の見積りの変更と区分する事が困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から将来にわたり定額法に変更しております。

この変更は、親会社である楽天株式会社がある有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更することに伴い、親子会社間の会計処理を統一するため、また、当社の保有資産を見直した結果、一定期間安定的に使用される資産が大部分を占めており、減価償却費の期間配分を平準化できる定額法がより経営の実態を適切に表していることと判断したことから、変更したものであります。

この変更により損益への影響は、従前の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費が1,024千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ1,024千円減少しております。

(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（4）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有形固定資産	11,393千円	15,433千円
1．有形固定資産より控除した減価償却累計額		
2．関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。		

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未払費用	4,254千円	2,333千円

（損益計算書関係）

1．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
人件費	109,496千円	89,783千円
減価償却費	4,265千円	2,712千円
賞与引当金繰入額	2,252千円	2,204千円
地代家賃	10,906千円	10,936千円
従業員採用費	2,000千円	7,962千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引関係

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容

有形固定資産（器具備品）

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

同じく営業債権である未収収益については、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	92,367	92,367	
(2)未収委託者報酬	16,492	16,492	
(3)未収運用受託報酬	2,475	2,475	
(4)未収収益	3,151	3,151	
(5)投資有価証券 其他有価証券	50,015	50,015	
資産計	164,500	164,500	
負債			
(1)未払費用	14,698	14,698	
負債計	14,698	14,698	

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	81,618	81,618	
(2)未収委託者報酬	31,203	31,203	
(3)未収運用受託報酬	1,205	1,205	
(4)未収収益	3,151	3,151	
(5)投資有価証券 其他有価証券	50,035	50,035	
資産計	167,213	167,213	
負債			
(1)未払費用	24,677	24,677	
負債計	24,677	24,677	

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	92,367	-
未収委託者報酬	16,492	-
未収運用受託報酬	2,475	-
未収収益	3,151	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,015
合 計	114,485	50,015

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	81,618	-
未収委託者報酬	31,203	-
未収運用受託報酬	1,205	-
未収収益	3,151	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,035
合 計	117,178	50,035

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,015	50,000	15
小 計	50,015	50,000	15
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,015	50,000	15

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,035	50,000	35
小計	50,035	50,000	35
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	50,035	50,000	35

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	530,241千円	467,120千円
未払費用	200千円	155千円
未払金	813千円	-
未払事業所税	143千円	119千円
未払事業税	398千円	486千円
賞与引当金	916千円	837千円
その他	606千円	566千円
繰延税金資産小計	533,320千円	469,286千円
評価性引当金	533,320千円	469,286千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6千円	12千円
繰延税金負債合計	6千円	12千円
繰延税金負債の純額	6千円	12千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	58,860	10,000	33,000	101,860

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	33,000

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	255,713	5,618	36,000	297,332

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	36,000

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成23年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	33,000	未収収益	3,150
								証券投資信託の代行手数料	12,865	未払費用	2,335

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成24年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	36,000	未収収益	3,150
								証券投資信託の代行手数料	62,639	未払費用	6,108

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。
 3. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天(株) (大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダード に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	12,193円80銭	11,365円24銭
1株当たり当期純損失金額	9,676円09銭	829円61銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	当事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失金額(千円)	125,789	10,784
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	125,789	10,784
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年7月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年7月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
あおぞら証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
ひびき証券株式会社	500百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
丸八証券株式会社	3,676百万円	
リーディング証券株式会社	1,670百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
あかつき証券株式会社	2,065百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

* 平成24年7月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成23年9月15日
有価証券届出書	平成23年9月15日
	平成24年6月15日
半期報告書	平成24年3月15日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年7月22日
	平成24年2月 1日
	平成24年2月23日
	平成24年3月15日
	平成24年3月19日

独立監査人の監査報告書

平成24年8月6日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	和田 芳 幸 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	齋 藤 哲 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ベアの平成23年6月16日から平成24年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ベアの平成24年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

和田 芳 幸 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

齋 藤 哲 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

楽天投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。